

助成金の種類	対象事業場の要件	支給対象となる取組	成果目標	事業実施期間	申請締切(予定日)
働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)	1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。	1 労務管理担当者に対する研修	1 事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休憩時間数が「9時間以上11時間未満」または「11時間以上」の勤務時間インターバルを導入し、定着を図ること。	交付決定の日から 2022年1月31日までに取組を実施してください。	2021年10月15日
	2 勤務間インターバルを導入していない事業場	2 労働者に対する研修、周知・啓発	下記の場合で就業規則等の規定内容が異なる		
	3 既に休憩時間数が9時間以上の勤務時間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に属する労働者の半数以下である事業場	外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング	新規導入の場合		
	4 既に休憩時間数が9時間未満の勤務時間インターバルを導入している事業場	4 就業規則・労使協定等の作成・変更	イ 対象となる労働者の適用範囲の拡大の場合		
	5 全ての対象事業場において、交付申請時点及び支給申請時点で、36協定が締結・届出されていること	5 人材確保に向けた取組	ウ 時間延長(2時間以上)の場合		
	6 全ての対象事業場において、原則として、過去2年間に月45時間を超える時間外労働の実態があること	6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新	成果目標の追加(賃金引上げ3%以上又は5%以上)		
	7 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること	7 労務管理用機器の導入・更新			
	8 デジタル式運行記録計(デンタコ)の導入・更新				
	9 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車ソフト、運送業の洗車機など)				
働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)	1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。	1 労務管理担当者に対する研修	1 全ての対象事業場において、令和3年度又は令和4年度内において有効な36協定について、時間外・休日労働時間数を削減し、月60時間以下、又は月60時間を超え月80時間以下に上限を設定し、所轄労働基準監督署長に届出を行うこと。	交付決定の日から 2022年1月31日までに取組を実施してください。	2021年10月15日
	2 交付申請時点で、右記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること	2 労働者に対する研修、周知・啓発	2 全ての対象事業場において、特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療の休暇)の規定をいずれか1つ以上を新たに導入すること		
	3 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること	3 外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング	3 全ての対象事業場において、時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入すること		
		4 就業規則・労使協定等の作成・変更	成果目標の追加(賃金引上げ3%以上又は5%以上)		
		5 人材確保に向けた取組			
		6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新			
		7 労務管理用機器の導入・更新			
	8 デジタル式運行記録計(デンタコ)の導入・更新				
	9 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車ソフト、運送業の洗車機など)				
働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)	1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。	1 労務管理担当者に対する研修	以下の成果目標1から3まで全ての目標達成を目指して実施して下さい	交付決定の日から 2022年1月31日までに取組を実施してください。	2021年10月15日
	2 全ての対象事業場において、交付決定日より前の時点で、勤怠(労働時間)管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理システムを用いた労働時間管理方法を採用していないこと	2 労働者に対する研修、周知・啓発	1 全ての対象事業場において、新たに勤怠(労働時間)管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理システムを用いた労働時間管理方法を採用すること		
	3 全ての対象事業場において、交付決定日より前の時点で、賃金台帳等の労務管理書類について、5年間保存することが就業規則等に規定されていないこと	3 外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士など)によるコンサルティング	2 全ての対象事業場において、新たに賃金台帳等の労務管理書類について、5年間保存することを就業規則等に規定すること		
	4 全ての対象事業場において、交付申請時点で、36協定が締結・届出されていること	4 就業規則・労使協定等の作成・変更	3 全ての対象事業場において、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること		
	5 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること	5 人材確保に向けた取組	成果目標の追加(賃金引上げ3%以上又は5%以上)		
		6 労務管理用ソフトウェアの導入・更新			
		7 労務管理用機器の導入・更新			
	8 デジタル式運行記録計(デンタコ)の導入・更新				
	9 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車ソフト、運送業の洗車機など)				
働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)	1 事業主団体	1 市場調査の事業	1 支給対象となる取組内容について、事業主団体等が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は取組結果を活用すること。	交付決定の日から 2022年2月17日までに取組を実施してください。	2021年11月30日
	2 共同事業主	2 新ビジネスモデル開発、実験の事業			
		3 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く)の事業			
		4 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調査の事業			
		5 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業			
		6 好事例の収集、普及啓発の事業			
		7 セミナーの開催等の事業			
		8 巡回指導、相談窓口設置等の事業			
		9 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業			
		10 人材確保に向けた取組の事業			

※この一覧表に無い各コースの助成金支給額等の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。